

# 令和8年度まちづくり推進活動支援事業実施要綱

公益財団法人 北海道地域活動振興協会

## 1 目 的

この要綱は、行政とのパートナーシップにより、住みよい地域社会の創造などを進める地域活動団体等を支援し、道内各地域において活力あるまちづくり活動の振興を図るための助成金の交付に関し必要な事項を定める。

## 2 助成対象事業

助成対象事業は、市町村、道、国とのパートナーシップにより、新しい時代に相応しいネットワークづくりを目指す次の事業とする。

- (1) 地域に埋もれている素材などを活用し、広く住民の参加を得ながら進める地域活性化の取組
- (2) 先進事例を参考に、住民のさまざまな知恵や工夫を反映させながら進める地域活性化の取組

## 3 助成対象団体

- (1) 道内に住所又は活動の本拠を有し、道内で地域活動などを1年以上（※）継続して実施している団体とする。（※ 基準日：令和8年6月1日現在）
- (2) 次の団体については対象としない。
  - ① 地方公共団体及びこれに準ずる団体
  - ② 営利や政治、宗教を目的としている団体
  - ③ 定められた期限内に所轄庁へ事業報告書等を提出していない特定非営利活動法人

## 4 助成件数及び限度額

助成件数は14団体程度とし、助成金額は一件につき25万円を限度とする。

## 5 助成対象経費

助成対象経費は、まちづくり活動に要する費用とする。  
ただし、次の経費は除く。

- (1) 人件費（外部講師等の謝金は助成対象経費）
- (2) 備品購入費
- (3) 管理費（事務所借上料等団体の運営、管理に係る経費）
- (4) 食料費（事業で提供する食事の原材料費は含まない）

## 6 対象期間

この事業の対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月7日までとする。

## 7 助成申請方法

助成金を受けようとする団体は、「助成申請書」に次の書類を添付して提出する。

申請期間は、令和8年6月18日（木）から7月31日（金）（当日消印有効）までとする。

- (1) 団体の定款、規約等
- (2) 団体の役員名簿
- (3) 前年度の事業報告書及び決算報告書
- (4) 団体が過去に実施した事業活動を紹介する新聞や雑誌の記事の写し、パンフレット等

## 8 選考方法等

選考委員会（9月開催予定）において申請書の内容を厳正に審査のうえ、助成先及び助成金額を決定する。

なお、選考結果については、決定後直ちに申請者（代表者）に文書で通知する。

## 9 事業の実績報告

助成を受ける団体は、助成事業完了の日から2ヶ月以内又は令和9年3月7日（日）までのうち、いずれか早い日までに、次の書類を添えて「事業実績報告書」を提出しなければならない。

### （1）助成対象事業の実施状況の写真（3枚以上）

なお、写真は、協会ホームページや機関誌等の協会事業で紹介するため、掲載不可の場合は、その旨表示すること。

### （2）助成対象経費に係る領収書等の原本（※確認後返却）

## 10 助成金の交付

提出された事業実績報告書の内容を審査のうえ、助成金額を確定し、交付する。

ただし、助成対象団体の申請があった場合は、交付予定額の1／2以内において概算交付することができる。

## 11 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

### （1）助成金を、対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき

### （2）事業実績報告書を提出しなかったとき

### （3）助成事業を中止したとき

### （4）助成申請書提出時の計画から大幅に変更になるとき

## 12 その他

助成を受けた団体は、帳簿及び領収書等の証拠書類を備え整理し、事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

また、協会がこれらの帳簿及び領収書等の証拠書類の提出を求めた場合は、これに協力しなければならない。